

Q. なぜ、今回 防災行政無線施設のデジタル化を行うのか。

A. ① **電波法 新規格未対応**

**電波法令の改定により、現在のアナログ方式が使用できなくなるため、  
新規格に適合するデジタル方式へ整備する。**

※ 必要周波数帯の外側に発射される不要な電波(スプリアス)の規制が変更になった。  
規制変更に伴い未対応機器は、令和4年12月以降利用できなくなる。

※ 本市の防災行政無線アナログ設備は、新スプリアス未対応機器のため、全設備の  
更新が必要な状況。

② **老朽化**

**現行の防災行政無線設備は、平成13年度に整備し既に19年が経過している。  
電気通信設備は経過年数が長くなるほど部品等の老朽化により信頼性の低下が  
生じる。**(国のアセットマネジメントで目安として示されている設計寿命は、  
警報設備：10～15年、河川情報 システム：5～10年となっている。)

更に、平成13年度の更新時、継続利用された一部の付帯設備(1984年製造：  
追加増幅器)は、品質が低下し動作保証ができない状況。

**設計寿命を考慮すると、早急な更新が必要な状況になっている。**

③ **有線延長の断線リスク**

平成30年台風20号・21号により有線延長のケーブルが強風による揺れで、  
電柱に擦られ断線した事例が複数箇所が発生した。

- ・ **有線延長ケーブルの敷設距離が1kmを超えて敷設されている場所があり、  
断線リスクが高い状況。ケーブル劣化が深刻化している状況**

有線延長に使用されている低圧ケーブルの設計上の耐用年数は、その絶縁体  
に対する熱的・電氣的ストレスの面から15年～20年とされている。

通常 電線・ケーブルは劣化診断を行い、保守管理を行う必要がある。

**本市の場合、敷設距離が長いため、現場試験の実施が困難な状況である。**

**また、外観等の調査を行ったとしても劣化診断は難しい。**

これらのことから、全ケーブルの新品交換が必要な状況。

- ・ その他 考えられる断線リスク - 地震により電柱が倒壊し、断線した。